

品川区スポーツ推進委員候補者選任要綱

制定	平成21年4月1日	区長決定	第203号
改正	平成23年11月9日	区長決定	第132号
改正	平成24年2月1日	区長決定	第11号
改正	平成27年2月9日	部長決定	第49号
改正	平成31年1月18日	部長決定	第100号
改正	令和元年11月20日	区長決定	第322号

(目的)

第1条 品川区スポーツ推進委員に関する規則に基づきスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の選任については、この要綱の定めるところによる。

(資格)

第2条 委員の対象者は、規則第3条に定める者のうち、選任時において25歳以上65歳以下の者とする。

(候補者の推薦)

第3条 前条の定める者を次の各項の団体およびスポーツ推進課長が適当と認める者を定数の範囲内で推薦することができる。

(1) 区民のスポーツ振興に積極的であり、日常的、組織的にスポーツ・レクリエーション活動の機会を区民に提供している団体。

①品川区青少年対策地区委員会

②公益財団法人品川区スポーツ協会

③品川区トリム体操連盟

④コミュニティスポーツ・レクリエーション活動推進委員会および地域スポーツクラブ

(2) その他、品川区が適当と認める団体。

(推薦依頼の通知)

第4条 品川区長は、委員の任期満了から2ヵ月以上前に、推薦団体に対し別記第1号様式により、候補者の推薦依頼を通知する。

(候補者の推薦)

第5条 推薦団体は、前条に規定する通知を受けたときは、別に定める期日までに別記第2号様式により、候補者推薦書を品川区長に提出する。

(委員の内定)

第6条 品川区長は、前条の規定による推薦があったときは、推薦書および関係書類を審査し、委員として決定すべきものと認めるときは、委員の内定について推薦団体および個人あて通知する。

(同意書)

第7条 委員として内定されたものは、別に定める期日までに品川区長に対し別記3号様式により同意書を提出する。

(内定通知の取消)

第8条 品川区長は、その後の事情により委員として適性を欠くことが明らかになった場合は、委員の内定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 その他この要綱の施行について、必要な事項は、別に品川区文化スポーツ振興部長が定める。

付則

- 1 本要綱は、平成21年4月1日より適用する。

付則

本要綱は、平成23年11月9日より適用する。

付則

本要綱は、平成24年4月1日より適用する。

付則

本要綱は、平成27年4月1日より適用する。

付則

本要綱は、平成31年4月1日より適用する。

付則

本要綱は、令和元年12月1日より適用する。